

富山市省エネ設備等導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市省エネ設備等導入補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、地球温暖化の防止のため、住宅等の省エネルギー化に関わる機器及び設備（以下「省エネ設備等」という。）を設置・購入・施工する者に対し、補助金を交付するものとする。なお、本補助制度の対象となる省エネ設備等は別表1に定める。

(補助金の交付対象者、補助条件、及び補助金額)

第3条 補助金の交付対象となる者は、市内に自ら居住する住宅に新たに省エネ設備等（別表1参照）を導入した個人とする。ただし、木質ペレットストーブにおいては、市内の事業所等に導入した事業者に対しても交付対象とする。

- 2 補助条件及び補助金額は、別表1に定める。住宅への省エネ設備等の導入に対しては、組み合わせは自由（重複も可）。
- 3 設置した年度末までに申請すること。ただし、当該年度内に申請できなかった場合に限り、その理由を付けて翌年度の4月30日まで申請することができる。

(交付申請書の添付書類)

第4条 規則第4条第1項に規定する「富山市省エネ設備等導入補助金交付申請書」は、別記様式第1号のとおりとし、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 設置した省エネ設備等の概要等を記載した書類（別記様式第2号）
- (2) 省エネ設備等の設置・施工に係る契約書の写し
- (3) 省エネ設備等の設置・施工に係る領収書及び内訳の写し
- (4) 省エネ設備等の保証書の写し
- (5) 導入した省エネ設備等のカタログ（仕様・環境性能のわかるもの）
- (6) 省エネ設備等の設置場所に住所を有していることを証す書類
- (7) 省エネ設備等の設置状況を示すカラー写真
- (8) 設置場所の地図
- (9) [地中熱利用システムのみ] 設置状況を示す図面
- (10) [別表1加算額を申請する場合のみ] 市長が別に定める富山市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱第6条に定める書類
- (11) [別表1加算額のただし書きの適用を受ける場合のみ] 既に補助金の交付を受けた設備の「交付決定通知書兼額確定通知書」及び「設置に係る契約書の写し」
- (12) その他市長が特に必要と認める書類

(交付の決定等の通知)

第5条 規則第19条の規定により、規則第5条の交付の決定及び規則第13条の額の確定の手続きを併合するものとする。

- 2 前項の規定により併合した規則第5条第3項及び規則第13条の通知は、「富山市省エネ設備等導入補助金交付決定兼額確定通知書（別記様式第3号）」により行うものとする。

(報告)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、省エネ設備等の設置後2年間、補助金の交付を受けたものに対し、設置状況等に係る報告を求めることができる。

(補助金の返還等)

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、又は交付した補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 本補助金を、その目的外の用途に使用したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に対して、不正の行為があったとき。

2 申請者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、富山市補助金交付規則の定めるところにより、返還しなければならない。

(細則)

第8条 この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月23日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月20日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月5日から施行する。

別表 1 (第 2 条、第 3 条関係)

本補助制度の対象となる省エネ設備等の概要、補助条件及び補助金額について

対象設備等・補助金額	概要	補助条件
<p>HEMS (家庭用エネルギー管理システム) 【補助金額：1万円】</p>	<p>家庭での電力使用量などを自動で実測し、エネルギーの可視化を図るシステム</p>	<p>以下の要件をすべて満たすもの。 (1)住宅居住者が使用する空調、照明等の電力使用量を個別に計測し、及び蓄積し、見える化が図られていること。 (2) エコーネットライトを標準的なインターフェースとして搭載しており、省エネ化に資する自動制御機能を有していること。</p>
<p>太陽熱利用システム 【補助金額：3万円】</p>	<p>太陽熱を給湯や空調に利用するシステム</p>	<p>屋根等に取り付けるもので、太陽熱を利用し、水や不凍液を熱媒として間接的に熱交換する「ソーラーシステムタイプ」であること。</p>
<p>ペレットストーブ 【補助金額：5万円】</p>	<p>木質ペレットを燃料とするストーブ</p>	<p>以下の要件をすべて満たすもの。 (1)木質ペレット(間伐材、端材等の木材を粉碎したものを円筒状に固めたもの)を燃料として使用するものであること。 (2)安定した燃料を確保するため、定量的な供給ができる構造であること。</p>
<p>エネファーム (家庭用燃料電池) 【補助金額：5万円】</p>	<p>都市ガスやLPガス、灯油などから、燃料となる水素を取り出し、空気中の酸素と反応させて発電すると同時に温水を作るシステム</p>	<p>国が実施する民生用燃料電池導入支援補助事業における補助対象システムとして一般社団法人燃料電池普及促進協会により指定を受けているものであること。</p>
<p>蓄電システム 【補助金額：5万円】</p>	<p>リチウムイオン蓄電池部(リチウムの酸化及び還元で電気的エネルギーを供給する蓄電池)と、インバータ等の電力変換装置が一体的に構成されたシステム</p>	<p>定置用のリチウムイオン蓄電池であって、1.0kWh以上の蓄電池部と、半導体電力変換装置(インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等)を備えたシステムとして一体的に構成された蓄電システムであること。</p>
<p>地中熱利用システム 【補助金額：10万円】</p>	<p>地下の安定した温度の「地中熱」を利用し換気を行い、室内と外気の温度差の緩和と空気の浄化を行うシステム</p>	<p>水や不凍液をポンプ等により強制循環させ熱交換する「アクティブ地中熱システム」と空気と熱交換する「パッシブ地中熱システム」共に補助対象。ただし、空気循環用ユニットを設置する、地中にパイプを埋設する等、熱交換用の設備を整備すること。</p>
<p>加算額 【5万円】</p>	<p>対象設備のうち、HEMS、エネファーム、蓄電システム、及び富山市住宅用太陽光発電システム設置補助金の交付対象となる発電システムを同時に設置し、交付申請する場合は、5万円を加算した額を交付する。 ただし、系統連系開始の遅れ等を理由として、止むを得ず、当該年度内に加算額を申請できない場合においては、系統連系開始後に加算額の交付を申請できるものとする。</p>	

年度富山市省エネ設備等導入補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 富山市長

申請人 郵便番号 〒 _____ - _____

住 所 富山県富山市 _____

氏 名 _____ (印)

電話番号 _____

年度において富山市省エネ設備等導入補助金の交付を受けたいので、富山市補助金等交付規則第4条第1項及び第19条の規定により、次のとおり申請します。

記

	対象設備等	補助単価	交付申請金額
①	HEMS	10,000円	円
②	太陽熱利用システム	30,000円	円
③	ペレットストーブ	50,000円	円
④	エネファーム	50,000円	円
⑤	蓄電システム	50,000円	円
⑥	地中熱利用システム	100,000円	円
⑦-1	加算額（①、④及び⑤同時設置の場合）	50,000円	円
⑦-2	加算額（交付要綱別表1ただし書きの適用）	50,000円	円
申請合計額			円

省エネ設備等の概要等を記載した書類

設置場所住所	
設置した住宅の区分	新築 ・ 既築 ・ 事業所
導入した省エネ設備等	① ② ③

①（省エネ設備等名： ）

メーカー名・型式	(メーカー名) (型 式)
設置工事契約締結	年 月 日
工事着手年月日	年 月 日
工事完了年月日	年 月 日
保証開始日	年 月 日
設置費用	円 (税込)
請負業者・施工業者 (契約書・領収書に記載されている業者名)	(名 称) (所在地) (電話番号)

②（省エネ設備等名： ）

メーカー名・型式	(メーカー名) (型 式)
設置工事契約締結	年 月 日
工事着手年月日	年 月 日
工事完了年月日	年 月 日
保証開始日	年 月 日
設置費用	円 (税込)
請負業者・施工業者 (契約書・領収書に記載されている業者名)	(名 称) (所在地) (電話番号)

様式第2号-2 (第4条関係)

③ (省エネ設備等名 :)

メーカー名・型式	(メーカー名) (型 式)
設置工事契約締結	年 月 日
工事着手年月日	年 月 日
工事完了年月日	年 月 日
保証開始日	年 月 日
設置費用	円 (税込)
請負業者・施工業者 (契約書・領収書に記載されている業者名)	(名 称) (所在地) (電話番号)

様式第3号（第5条第2項関係）

年度富山市省エネ設備等導入補助金交付決定兼額確定通知書

富山市指令環政 第 号
年 月 日

様

富 山 市 長

年 月 日付けで申請のありました 年度富山市省エネ設備等導入補助金については、富山市補助金等交付規則第5条第1項、第13条及び第19条の規定により、次のとおり交付を決定し、併せて補助金額を確定しましたので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 確定額 金 円
- 3 対象設備

※富山市暴力団排除条例（平成24年富山市条例第13号）に基づき、この補助金等の交付が暴力団の利益になると認める場合は、この交付決定を取り消します。また補助金等が既に交付されている場合は、補助金等の全額又は一部の返還を求めます。

※HEMSの設置に関する補助金の交付を受けた方には、本要綱第6条に基づき、設置後2年間、本市が定める方法で、電気の使用量等を報告していただきます。